

《2021（令和3）年度：重点的な取り組み》

1. 2020（令和2）年度活動評価

2020（令和2）年度は、中国の武漢市で発生したといわれる新型肺炎（COVID-19）、いわゆる「新型コロナウイルス」が日本国内でも感染拡大し、私たちの社会的活動が様々な制限を受けることとなりました。東京オリンピックの延期は象徴的な出来事でしたが、感染予防として、マスクの着用、手洗いの励行、ソーシャルディスタンスは日常的となり、外出や会議（集会）、会食の制限、また、在宅の勤務（テレワーク）の奨励など、私たちの行動様式も大きく変容しました。この状況の中で、「社会的孤立を生まない人と人がつながる地域づくり」を基本目標とし、地域活動を推進してきた中野社協の活動も停滞を余儀なくされ、その影響は今日まで続いています。

昨年3月25日から全国の区市町村社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け減収あるいは休業された方を対象とした「生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）」が始まり、本会もその業務に追われる1年となりました。中野区における貸付件数は、11,000件を超え（2月末現在）、多くの方が相談にみえている状況にあります。中野区の相談者の特性は、若い世代が多いことと、職業も、飲食店業、ホテル関係者、タクシー運転手、接客業や派遣、また舞台・イベント関係者、フリーランス（ウェブ制作・イラストレーター）の方など多岐にわたっていることです。改めて気づかされたのは、もともと低収入で何とか生活を回していた層の方々が多く存在していたことです。コロナの影響で、真っ先にこれらの方々が生活困窮状態に陥ったといえます。また、多くの外国人からの相談があったことも大きな特徴の一つですが、これまでの地域との交流がないためか、日本語の読み書きが難しく、申請の書類を整えるのに時間を要する場面が多くありました。1月以降は何とかこれまでの貯金で生計の維持を図ってきた方も、長く続く「コロナ禍」の影響で、住居喪失の危険性もある方が多く見受けられ、生活困窮者の範囲は広がり、状況はより深刻化しています。

また、地域活動の停滞による「つながりの希薄化」も大きな課題となりました。昨年の4月、今年1月の二度の緊急事態宣言を挟んで、本会が進める「まちなかサロン」をはじめ、町会・自治会やボランティアグループ主催の行事、イベント等の「集まる場」としての開催がほぼ休止となり、地域の会合や関係者との会議等も対面での開催は難しくなっていました。このような中でも、電話やはがきで安否確認し合うことや、オンラインによる会議の開催、少人数で集まりその他はオンラインを併用するなど「つながりを絶やさない」創意工夫のある活動が区内でも多く見受けられました。ICT、SNSの活用は今後つながりづくりには欠かせないツールとなり、これまで以上の活用が望まれています。その一方で「対面」でなくては得られない「つながり」もあることも見逃せません。対象者に合わせた多種多様な「つながり」方を模索していく必要があります。

このコロナ禍の状況の中、2020（令和2）年度の重点的な取り組みである「地域の拠点づくりの実践（鷺宮、桃園地区）」、「生きづらさを抱えた人への支援」は地域活動の停滞とともに具体的な取り組みを進めることは困難な1年でした。しかし、子どもの貧困をテーマにしたファンデレイジング企画である「中野つながるフードパントリー」の取り組みに目標額を大きく上回る寄付があったことや、事業への問い合わせも増えてきていることから、社会的課題、地域活動への関心を持つ区民は確実に広が

ってきています。それらの方々が地域課題につながり、新たな活動者となるよう中野社協の取り組みを進めてまいります。

2. 2021（令和3）年度 重点的な取り組み

（1）生活困窮者への取り組みと地域とのつながりづくり

生活福祉資金の仕組みを活用した「特例貸付」の受付が開始されてから1年となりましたが、新型コロナウイルスの影響が長引く恐れがあり、「生活困窮」は喫緊の課題となっています。この解決のためには、「貸付」での支援だけではなく、一人ひとりの生活課題に向き合い、寄り添うことが必要です。しかし、残念ながら、中野社協の「総合相談機能」を駆使しても支援の限界はあります。中野区の生活困窮自立相談支援機関と中野区のアウトリーチチームとの連携をはじめ、多くの関係機関との連携を深めるとともに、地域住民への生活困窮に関する理解と協力により、地域に生活基盤をつくる必要があります。また、生活困窮者が地域とのつながりをつくっていくことも大切です。

2021（令和3）年4月に「生活困窮」をテーマとしたシンポジウムを開催します。これを契機として、生活困窮が地域の喫緊な課題の一つとして広く理解を得るとともに、中野社協ファンドレイジングプロジェクトチームが前年度取り組んだ子育て世帯対象の「フードパントリー」を全世代型へ拡大し、区内で数か所実施いたします。実施にあたっては、地域住民の方や区内の社会福祉法人や介護サービス事業者等の関係機関及び中野区と協働で行い、今後の支援活動と地域の中でのつながりづくりを進めていきます。

（2）地域拠点づくりの実践～地域に拠点を区民、関係機関と協働で創る～

「第3次中野区民地域福祉活動計画（いきいきプラン）第2期実施計画」の重点目標である「①参加するほど楽しくなるまちNAKANNO」、「②多ジャンル共生でつくるまちNAKANNO」の実現を図る取り組みの一つとして、2020（令和2）年度より桃園地区と鷺宮地区との2か所を重点地区として「拠点づくり」を地域住民、関係機関とともに取り組むことといたしましたが、コロナ禍の中で、十分な取り組みができませんでした。

2021（令和3）年度は、重点地区内での取り組みを地域住民、関係機関、団体とのネットワークを活用し取り組むとともに、それ以外の住民の動きに柔軟に対応できるように、中野社協の地域担当職員が地域住民と関係する関係機関・団体との信頼関係の構築が必要です。特に中野区のアウトリーチチームとの連携は不可欠です。地域住民の活動を支援できるように定期的な協議を通じ、連携を深め、各地域での拠点づくりを支援してまいります。

（3）生きづらさを抱えた人への支援と関係機関との連携強化

福祉何でも相談窓口の開設から7年目となり、「中高年のひきこもり」や「ゴミ屋敷」、「高齢者の住まいの問題」、「高齢者虐待」等の様々な相談が寄せられています。コロナ禍においては特に精神的なケアが必要な方から相談や、騒音などのご近所トラブルなどの相談が多くありました。

2021（令和3）年度は、引きこもりの生きづらさを抱えた当事者が、地域や中野社協が実施する事業（ほほえみサービスやボランティア活動等）において活躍できる場を創出することを目標とし、

専門機関・関係機関とのネットワークづくりを進め、区民にこの課題についての周知、理解を進め、当事者一人ひとりを支援する関係づくりを進めます。また、孤立しがちな外国人世帯が地域との交流が可能となるような居場所づくりに取り組みます。

(4) コロナ禍における地域活動の推進と活動者との連携強化

コロナ禍の影響が長引くと予想される中、地域活動の停滞は「人と人とのつながり」を脆弱化させるだけでなく、社会的な孤立をますます深刻化させることとなってしまいます。残念ながら、まちなかサロンをはじめとする居場所づくり等も開催がほとんどできない状況が続いています。この中で解散するボランティアグループも増えてきました。

2021（令和3）年度は、NPO・ボランティア活動、居場所づくり等の地域活動が、コロナ禍においても安心して参加・活動ができるように、感染防止対策への支援と対策グッズへの助成を行うとともに、活動の悩みや創意工夫のある活動紹介などの情報交換の場を創っていきます。特に情報交換の場は、それぞれの活動者を孤立させないようオンラインでの参加や定期的な協議を進めます。

(5) 戦略的な広報活動による新たな地域活動参加者の拡大

コロナ禍において、人と人とのつながりを絶やさないために、ICT、SNSが有効に活用される必要があります。中野社協では、2019（令和元）年度より「広報戦略」プロジェクトチームを編成し、区民の多くが地域活動への参加を進めるための広報戦略の検討を進め、Facebookも含め、社協の取り組み及び地域の取り組みを積極的に発信してきました。また、スマイルなかの（社会福社会館）の自由通路に設置したモニターを通じた事業紹介も開始しました。

2021（令和3）年度は、中野社協ホームページにおいて、新たに加えた地域活動や地域お役立ち情報を検索できるページの運用や、より地域活動を身近に感じてもらうための動画の活用など、特に若い世代にアプローチできるような情報発信を進めていきます。また、情報格差が生じない、広報の在り方についても継続的に検討を進めてきます。

(6) 地域福祉権利擁護事業の充実と成年後見制度利用促進のための取り組みをすすめる

2021年度中に中野区が策定予定の「成年後見制度利用促進計画」について、関係機関と協議を行うとともに、「中核機関」の機能について中野区及び関係者との定期的な協議を進めます。また、出張説明会、申し立て講座により地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度への区民のより一層の理解促進を図ります。

(7) 職員の資質向上とスキルアップを図る

いきいきプランの取り組み等を進めるためには、これまで以上の職員の資質向上、スキルアップが求められます。いきいきプランの進捗状況を事務局内で共有するとともに、事務局職員の研修体系をもとに、専門性を高めるために計画的な実施をすすめます。

《事業別計画》

1. 社会福祉事業

(1) 法人運営事業

①法人運営

ア. 理事会・評議員会（理事 14 名、評議員 21 名）

今年度は、新たな任期による理事・評議員の選任の時期にあたります。コロナ禍における地域福祉の推進を目標に、理事会・評議員会での議論を進めていきます。特に、いきいきプランで進める地域の拠点づくり及び生活困窮者支援では、理事会・評議員会で状況報告を行いながら、一体的に進めていきます。本会の意思決定、議決機関としての役割を担う、理事会・評議員会での議論を活発に行い地域福祉の推進を図ります。

イ. 社協会員

昨年度は、コロナ禍の中、民生児童委員の皆さまの協力と会費の納入方法の選択肢の幅を拡げることにより、会費額の増額につながりました。特に企業等は、インターネットバンキングを通じた振込を活用するところが多く見受けられました。今後は、窓口や郵便局からの振り込みにこだわらず、多様な方法による会費の納入について実践を進めていきます。引き続き全戸配布の広報紙「ハピネスなかの」に振込用紙を刷り込み、社協の広報とともに会員加入の呼びかけを行います。近年、事務局扱いの会員へのアプローチの強化を行い、団体会員及び特別会員が微増しています。今後も、普通会员については広報紙も含めた幅広い層へのアプローチを行い、団体会員、特別会員など企業や団体の会員数の増加に向けた取り組みを継続してまいります。

会員数の推移

年 度	2019	2020（見込み）	2021（計画）
普通会员 （個人、商店、グループ）	2,682人	2,574人	2,500人
団体会員 （町会、社会福祉法人、老人クラブ等）	221団体	221団体	225団体
特別会員 （個人、企業等）	122人・団体	134人・団体	140人・団体

ウ. 人材育成及び研修の充実

昨年度は、「中野社協人材育成基本方針」に基づき、研修体系と研修台帳の検討を行うとともに、いきいきプランで進める地域の拠点づくりを想定し、地域診断等のスキルアップ研修を行いました。今年度は新たな研修要綱を基本方針に合わせ、新たな研修体系と研修台帳を基に、人材育成を進めていきます。地域担当・CSW（コミュニティソーシャルワーカー）としてのスキルは、地域担当業務のマニュアルの作成、地域担当者全体会での実践の共有、OJT（業務上における指導）及びOff-JT（研修）で積み上げていき、引き続きスキルアップを図ります。

エ. 危機管理（大規模災害時の対応）

大規模災害時における事業継続計画に基づき、中野区社会福祉会館の指定管理者として必要な調整を行います。また、中野区との災害支援協定に基づく災害時のボランティア活動について、実際の行動につなげていくために、区及び関係機関との協議を進めます。今年度は、BCP 訓練の一環として、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を予定しています。

オ. 苦情対応

本会の事業に対する苦情は、職員が責任を持って速やかな解決を図り、再発防止に努めます。事例によっては苦情解決委員会に諮って的確に解決に努め、事業活動の質の向上に努めます。

②企画・広報等

ア. 「いきいきプラン～第3次中野区民地域福祉活動計画～」の第2期実施計画の実施

昨年度は、コロナ禍により地域活動の停止、感染拡大予防を踏まえた活動の取り組みなど、地域活動が大きく変動しました。その中で、重点地域である桃園地域・鷺宮地域でのヒアリング、いきいきプラン推進委員会での議論を踏まえながら、今何が必要なのか具体的な取り組みを検討しました。今年度は、4月17日に行うシンポジウムをスタートに、コロナ禍における地域の拠点づくりを進め、顕在化した生活困窮者支援を通じて、地域の一人ひとりができることから参加し、多様な団体とのネットワークも含めた地域づくりを進めていきます。第2期実施計画の進捗管理及び拠点づくりの進捗状況については、引き続き「いきいきプラン推進委員会」で行います。

イ. 具体的な広報戦略の展開

会員増強と合わせ、社協の理解及び地域福祉の推進を図るため「経営改善計画(2019年度～2023年度)」に基づき、戦略的な広報活動を展開します。広報活動では、フェイスブックも含め、社協の取り組み及び地域の取り組みを積極的に発信していきます。そのほか、スマイルなかの(社会福祉会館)の自由通路に設置したモニターを通じた事業紹介、新たに加えた地域活動や地域お役立ち情報を検索できるページの運用など、区民の皆さんが活用しやすい情報発信を進めていきます。

ウ. 顕彰

今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、地域福祉に携わる区民、社会福祉従事者等を対象とした方への顕彰を行い、長年の地道な活動と功績をたたえ、今後の活動の活性化と顕彰式を通じて地域の活動を区民に発信していきます。

③関係機関との連絡調整

ア. 民生児童委員協議会との連携

地域福祉の推進のパートナーである民生児童委員と協力連携し、課題を抱える区民の支援を行います。特に地域担当職員は民生児童委員が抱える課題に寄り添い、福祉何でも相談担当との訪問支援、社協の既存のサービスでの柔軟な対応につなげます。今年度から、中野区民生児童委員協議会で発行している「つうしん」に地域担当職員の紹介記事が順番に掲載されることになりました。社会的な孤立を生まない人と人がつながる地域づくりを目指し、引き続き民生児童委員協議会で社協事業の周知を行い、支援が必要な区民を社協の相談につなげていただき、課題解決を図るとともに地域福祉の推進を行っていきます。

イ. 区内社会福祉法人との連携

昨年度はコロナ禍の中、情報共有を目的にアンケート調査を行いました。その結果も踏まえ、新型コロナウイルス感染症及び災害時の対応の基本を学ぶ研修を実施しました。さらに、協働事業プロジェクトとして、「中野つながるフードパントリー」に協力し、食材の提供や準備や運営に参加しました。

今年度は、より法人同士の連携を強化するため、中野区のすこやか福祉センター圏域での情報交換会の実施、引き続き「中野つながるフードパントリー」への協力をを行いながら、専門職としての力を発揮すべく、法人同士が連携した福祉相談窓口の設置も視野に取り組みを進めます。

ウ. 中野区介護サービス事業所連絡会の運営支援

区民へのサービスの質の向上を目指して設立された連絡会の事務局として会の運営の支援を行います。昨年度は、新型コロナウイルス感染症に関するアンケート調査を行い、調査結果及び対策へのフローチャートを会員事業所へ配布しました。今年度は、オンラインを活用し、情報交換や研修を実施します。コロナ禍によって仕事を失った方々へ、介護の仕事の魅力を発信すべく動画の配信や情報提供を行います。

④会計・財務

資産管理運用要綱に従い、福祉基金、ボランティア基金の安全かつ効果的な運用を図ります。「経営改善計画（2019年度～2023年度）」の策定に基づき、自主財源の確保、特に寄付金の増強の検討を進めていきます。昨年度は、ファンドレイジングをきっかけに、「中野・子ども未来応援基金」を設立し、予算を上回る寄付が集まりました。課題を明確化することにより、新たな寄付者層の掘り起しにつながりました。さらに、電子決済による寄付の取り組みを試行する等、多様な形での寄付の推進を図り財政基盤の強化に努めます。そのうえで、業務遂行上必要な取り組みに関する経費については理事会、評議員会の議決により、福祉基金、ボランティア基金を計画的、効果的に投入し、中野の地域福祉の質の向上を図ります。

(2) 地域福祉事業

①福祉何でも相談

ひきこもり等の生きづらさを抱えた当事者が、孤立することなく地域の中で活躍ができる地域づくり（仮：ナカーノ・ナカーマの地域づくり）を目指し取り組みを進めていきます。

緊急小口資金等特例貸付などを通じて、区内在住の外国人が低賃金労働のため生活困窮状態であることや、日本語教室に通うことができず、子どもの学習機会が確保できていないことが分かった。このような課題に対して、地域住民や関係機関の協力を得ながら、日本語を学ぶ機会の確保や外国人同士や地域とのつながりづくりに取り組みます。

<主な取り組み>

- ◇ ひきこもり等生きづらさを抱える方の理解者を増やし、当事者が安心して生活し活躍できる地域づくりに向け、区民や関係機関とともに取り組みを行います。
- ◇ 地域での見守り、助けあいのしくみづくりをすすめることを目的に、民生児童委員等、地域の活動者と講座や事例検討を行いながら、地域の福祉課題を共有します。

- ◇ 外国人世帯に対して、当事者同士と地域がつながることができるサロンの立上げに取り組みます。
- ◇ 社協の各種事業から抽出される地域課題と合わせ、総合相談機能の充実を図り、地域資源の開発に積極的に取り組みます。

＜参考＞ 新規相談件数 (件)

年度		2018	2019	2020 (見込み)
新規相談件数		125	167	190
相談及び支援件数	電話	910	1146	1260
	来所	129	141	120
	訪問	144	180	70

＜参考＞ 2020年度（1月末） 新規相談内容 338件 (件) 複数回答有

内容	件数
① 収入や生活費について	41
② ローンや債務について	8
③ 食べるものがない	3
④ 仕事探しや就職について	17
⑤ 家賃の支払いについて	6
⑥ 住まいについて	44
⑦ ゴミ屋敷について	3
⑧ 病気・健康・障害について	26

内容	件数
⑨ 福祉サービスについて	64
⑩ 地域の社会資源について	40
⑪ 地域との関係について	17
⑫ ひきこもり・不登校について	10
⑬ 家族との関係について	29
⑭ DV・虐待について	4
⑮ 子育てについて	2
⑯ その他	23

＜参考＞カタルーベの会（ひきこもり当事者・家族の居場所）

参加者人数 (人)

年度	2018	2019	2020(見込み)
参加者(延べ)	114	144	90

②高齢者困りごと支援事業（中野区補助事業）

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に対し、日常生活上のちょっとした困りごとを区民の協力により支援し、支えあい・助けあいの地域づくりを目指します。

＜主な取り組み＞

- ◇ 複雑かつ多くの課題を抱える高齢者については、福祉何でも相談や地域担当、関係機関との連携により課題解決に向けて、取り組みます。
- ◇ 必要な高齢者が利用に繋げるために、関係機関を通じて事業周知を行います。
- ◇ 社会福祉法人や企業の地域貢献の取組として、団体登録を積極的に周知します。

◇ 登録サポーター相互の交流・情報交換の場をつくり、活動の活性化につなげます。

高齢者困りごと支援事業実績推移

年 度	2017	2018	2019	2020 (見込み)	2021 (計画)
相談・問合せ数 (件)	2,011	2,295	2,309	1,800	2,300
活動数 (件)	214	191	274	220	250
サポーター登録数(人)	106	132	136	127	160
職員同行訪問 (件)	40	49	18	15	15

③地域の居場所づくり

まちなかサロンは、気軽に集い交流を通して、住民同士の見守りや仲間づくり、支え合う関係づくりの場として、コミュニティの機能の一翼を担っています。まちなかサロンをはじめとした地域の居場所づくりを通して、身近な地域で、障害の有無や年齢に関係なく、様々な立場・世代の人が気軽に集い交流できることで、社会的な孤立を防ぐことを目指します。

コロナ禍により、地域の居場所の実情が一変しています。これまでと同じように集まり、おしゃべりやお茶、食事をするのが難しくなっており、規模の縮小や休止を余儀なくされる活動が多く出ています。そのような中でも会場を屋外に変更、手紙による安否確認、オンラインの活用などの工夫をすることによって、つながりを保ち続けている活動もあります。

福祉何でも相談、地域担当、ボランティア相談への相談からみえる地域の福祉課題(ひきこもり、社会的孤立、生活困窮等)の解決に向けた社会資源づくりにも取り組んでいきます。

<主な取り組み>

- ◇ すこやか福祉センター圏域ごとに、地域の実情にあわせて、規模や方法(地域限定小規模、オンラインの活用等)を考慮した情報交換会を実施します。居場所運営上の課題や社会的役割を認識できる場とし、居場所のネットワークづくりを進めます。
- ◇ 福祉何でも相談、ボランティア相談と連携し福祉課題解決型サロンの創設等の社会資源づくりを行います。
- ◇ 居場所づくり立ち上げサポートブックや助成金(NPOボランティア立ち上げ助成、介護予防に資する住民主体活動促進のための活動助成)の活用を通して、新たな居場所づくりの創設および活動促進をすすめます。
- ◇ 居場所の情報をホームページに掲載し、検索機能をつけ、自分に合った居場所の情報収集をしやすくし、参加を促進します。

まちなかサロン活動数推移

年度	2017	2018	2019	2020(見込み)	2021(計画)
まちなかサロン(箇所数)	40	42	42	35	38
延べ参加者(人)	12,965	13,485	12,090	2,500	6,000

地域の居場所情報一覧掲載団体数推移

年度	2017	2018	2019	2020	2021 (計画)
掲載団体数	341	378	406	情報収集なし	400

④ほほえみサービス事業（中野区補助事業）

地域住民の主体的な参加と協力により、日常生活のお手伝いをする仕組みです。公的サービスだけでは充足できない多様なニーズへ柔軟に対応しています。

コロナ禍においても感染症対策を徹底し、生活に欠かせない買い物代行や通院の付き添いの活動を協力会員の理解を得ながら継続しています。外出しにくい状況で多くの方が孤立を感じている状況で、ほほえみサービスの住民同士の支えあいの仕組みが改めて重要になっています。

<主な取り組み>

- ◇コロナ禍で在宅ワークや仕事を休まざるを得ない方などが、ほほえみサービスの活動に参加しやすいように、柔軟に対応できる体制を検討・試行します。
- ◇コロナ禍により失業・休職中の方や仕事につながりにくい方などにも、協力会員への登録を呼びかけ、ほほえみサービス活動でやりがいを感じたり、謝礼金を得ることで、福祉分野への就労や地域活動への参加を促します。
- ◇協力会員説明会を年 12 回実施し、新たな会員の増加につげます。また、社協で実施する講座を受講する区民に積極的に働きかけ、会員の増加につなげます。
- ◇ホームページ・SNS等を活用しコロナ禍で繋がり続ける活動の様子、会員の声を発信することで、若い世代や在宅ワークをしている方など新しい層の会員増加につなげます。
- ◇協力会員研修会を年25回実施し、協力会員のスキルアップと安全な活動の実施を目指します。また、ニーズの多い外出の付き添いなどをテーマにしたワンポイント実技研修を年8回実施します。精神障害のある方をサポートできる協力会員を増やすための研修を実施します。
- ◇あんしんサポートと連携した事業として、高齢になって頼れる親族がいない場合でも、安心して地域で暮らしていけるよう、日常的な家事・介護のニーズに柔軟に対応します。

会員数及び活動実績の推移

年度	2018	2019	2020 (見込み)	2021 (計画)
協力会員 (人)	289	277	250	250
利用会員(世帯)	683	684	630	650
賛助会員 (人)	72	63	55	80
提供時間 (時間)	22,972	22,364	17,500	19,000
提供件数 (件)	15,304	14,633	11,500	13,000

⑤高齢者生活支援サービス担い手養成講座（中野区受託事業）

介護予防・日常生活支援総合事業の住民ボランティア等が提供する訪問活動事業・地域の自主活動団体等による通所事業等で活動する担い手の養成を目的に2016（平成28）年度から、中野区の委託を受け実施しています。高齢者の生活支援に関心があり、地域での支援活動を希望する区民を対象に、全12科目からなる高齢者生活支援サービス担い手養成講座を計24回実施します。昨年度は延べ人数339名が参加しました。

<主な取り組み>

◇地域の多様な場で活躍できるよう、住民主体サービス、中野区認定ヘルパーをはじめ、ほほえみサービス、高齢者困りごと支援など、生活支援サービスの情報提供を行います。

◇通院付き添い、車いす介助などの外出支援ができる担い手の養成として、若い世代や男性を中心に継続して担い手の確保に取り組みます。

◇講義形式の講座の他、体験型の講座、オンライン講座も実施します。

<参考> 2020年度 高齢者生活支援サービス担い手養成講座【前期・後期…計24講座】

①スッキリわかる！介護保険制度	⑦備えあれば憂いなし～地域活動におけるリスクを読み取る～
②中野区の地域包括ケアシステムを理解する	⑧対人関係の極意を学ぶ～自分を支える力を身に付けよう～
③外出&生活場面から学ぶワンポイント実践	⑨高齢者のからだと病気
④こころのしくみ～精神疾患の理解を深めよう～	⑩外出支援技術を学ぶ
⑤認知症を理解しよう～対応力アップの秘訣～ (認知症サポーター養成講座)	⑪「つながる・助け合う・見守る」ことについて考える ～今だからこそできることについて取り組もう～
⑥高齢者の権利擁護を学ぶ	⑫救急法を学ぶ

⑥中野区犯罪被害者等緊急生活支援サポート事業（中野区受託事業）

犯罪による被害者やその家族を対象に、家事や保育等の支援を区からの要請に基づき実施します。被害に遭われた方の気持ちに寄り添い、対応できるよう緊急生活支援協力員の研修を3回実施します。

また、2020（令和2）年度の条例改正で犯罪発生3か月以内から1年以内に対象を広げたことにより支援希望者の増加が見込まれるため、引き続き利用ニーズに対応できる協力員を確保に努めます。

（3）ボランティア活動推進事業

①ボランティアセンターの運営

個人や福祉施設、ボランティアグループの身近なボランティア・地域活動から、NPOや商店街・企業の地域における公益的な取組みまで、さまざまな形で広がる活動の支援と、住民一人ひとりのニーズにあったきめ細やかなボランティア相談に対応し、中野区内の地域のボランティア活動推進に取り組みます。

感染症拡大防止の影響により、福祉施設ではボランティアの受け入れを停止しており、その他の

ボランティア活動も縮小や中止になることが増えました。その中でも、テレワークになったことで空いた時間を使いたい等、新しく若い層の活動希望者もありました。また、オンラインの活用が増えたことによる新しいニーズも出てきています。

ア. ボランティア相談

区民ボランティア相談員と、職員が協働してボランティアコーディネートを行うことにより、住民目線と専門性を併せたコーディネートを両立させます。また、地域の拠点づくりを見据え、気軽に相談にものれる地域のボランティア活動の場づくりを行います。また、すこやか福祉センター圏域でボランティア相談が受けられる取り組みや、制度の狭間にあるニーズに対応するための協働を積極的に行います。

<主な取り組み>

- ◇ ボランティアコーディネート講座を実施し、住民が地域活動で生かすことができるボランティアコーディネート力を高めます。
- ◇ 切手整理や手芸ボランティアなどの活動を区民活動センターや地域のフリースペース施設等へ出張して行い、ボランティア活動の場の創出をボランティア相談員と取り組みます。

イ. 情報の提供・発信

情報発信・収集にインターネットの活用機会が増えています。フェイスブックやLINEを活用した情報発信を通じて、ボランティア活動・地域活動への理解、参加のきっかけづくりを促進します。

<主な取り組み>

- ◇ ボランティアセンター広報紙「そよかぜ」を年4回発行します。活動者の声や想いを掲載することで、ボランティア活動へ関心を持ってもらい、参加につなげます。
- ◇ ホームページを区民が必要な情報や関心のある活動を探しやすく見直し、随時情報を発信します。またフェイスブックも活用し地域活動の実践を発信し、ボランティア・地域活動に参加につなげます。
- ◇ 登録ボランティアに対し、ボランティアセンター公式LINEによるボランティア、イベント情報の発信を始めます。

ウ. ボランティア活動の普及・啓発

区民に地域の福祉課題を知ってもらい、地域で解決する方法をともに考え、区民の地域活動やボランティア活動への参加につなげます。

<主な取り組み>

- ◇ 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を立ち上げ予定場所の四季の森公園にて、中野区と連携し実施します。
- ◇ 社協事業の協力者（登録ボランティア、高齢者困りごと支援事業登録サポーターなど）を対象に災害ボランティアに関する理解や知識を深めるプログラムを地域の団体と協働して実施し、災害ボランティアセンター協力員を養成します。
- ◇ 障害者団体等と連携して講座の共催や、障害の理解や活動を紹介する映像を作成し、区民や学校などに提供することで福祉教育やボランティア活動の普及をすすめます。

- ◇ 東松島市社協との「災害時等における相互支援活動に関する協定書」に基づき、平時からできる住民同士の交流を通して、区民への災害支援・防災意識への啓発活動をすすめます。

エ. 団体活動支援・ネットワークづくり

区内で活動する各分野のボランティア・NPO 団体及び様々な分野で活動する団体間の情報を共有する機会をつくり、地域の福祉課題の共通認識、相互理解、学習の場を展開することにより共催事業や協働のきっかけづくりを行います。

<主な取り組み>

- ◇ コロナ禍でも安心して参加・活動ができるように感染症対策に取り組んでいる団体に対して「地域活動版感染防止徹底宣言ステッカー（仮称：ハピネスマーク）」を発行し、感染防止対策への支援を行います。感染症対策グッズの購入を助成金を活用し支援します。
- ◇ 休止期間の長期化に伴い、活動意欲の低下や活動再開を悩んでいる団体などに対して活動の悩みや情報共有する場の開催や、動画作成などでの情報発信を通じて、それぞれの活動の価値に気づく場面づくりを行います。
- ◇ 区内のボランティアグループ・団体と地域にある課題を共有し、その課題解決に向けて共催事業を実施します。特に、食の支援に取り組むフードパントリーの立ち上げ支援を重点的に行います。
- ◇ 障害者団体等の支援を目的に展示即売会等、自主製品販売の機会を提供します。
- ◇ 学習支援や子ども食堂に取り組むボランティアグループ等のネットワーク「こどもほっとネット in なかの」を事務局として支援します。コロナ禍で新たに見えた地域課題に主体的に取り組むことができるように支援を行います。

オ. 地域活動・ボランティア活動に関する講座の開催

幅広い世代がボランティア・地域活動に関心を持ち、地域の福祉課題に共感し、活動の参画することを目的に年間通じて多様な内容の講座を開催します。オンラインも活用した多様な参加方法で実施します。

<主な取り組み>

- ◇ 講座受講後に、学んだことを生かしてできる活動を具体的に提案します。必要な方へは、適宜フォローし、地域活動参加の支援や継続的な活動につなげます。
- ◇ フードパントリーをテーマとした実践講座を地域で開催し、受講者によるグループが活動をはじめられるよう支援します。

②避難者の寄り添い支援事業（東京都社会福祉協議会補助事業）

東日本大震災による区内避難者の支援をサロンや個別訪問を通じて実施します。避難生活の長期化により、生活上の課題を抱える避難者が増えてきていることから、一人ひとりの生活ニ

ーズにきめ細かに対応する個別訪問を継続し、課題解決ができるよう支援します。

<主な取り組み>

- ◇ 広報紙を作成し、避難者への必要な情報提供を行うとともに、関係機関、事業協力関係者とネットワーク会議で定期的に連携をとりながら、避難者が中野で安心して暮らせるように支援します。
- ◇ 避難者サロンに、自宅や遠方に転居された方も参加できるように ZOOM によるオンライン参加ができるようにします。また、避難者サロンを今後も住民主体のサロンとして継続できるように、具体的にスタッフ・参加者とともに検討していきます。

(4) 生活困窮者自立支援事業（小学生学習支援事業：中野区受託事業）

生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業（事業名「しいの木塾」）を2015（平成27）年度から中野区から受託し実施しています。法の主旨に基づき、対象者に学習の仕方をつけ、学習習慣を定着させることを目指すと同時に、地域の大人が関わり学習支援を通じて、地域とのつながりをもち、社会的孤立にならない地域づくりを目的に行います。

【対象者】生活保護受給世帯または就学援助認定世帯の小学校6年生

【実施場所】区内公共施設 5か所

<参考> 参加児童数の推移

年度	2018	2019	2020
参加児童数(人)	44	45	41

※2020年度は対面学習なし、郵送による学習

<主な取り組み>

- ◇ 保護者との連絡、面談を行うことで、一人ひとりの子どもにあった学習支援につなげていきます。また、生活状況を踏まえて、必要な福祉サービス等の情報提供を行います。
- ◇ 感染リスクを心配する参加者には、郵送での学習支援にも対応します。

(5) 助成事業（歳末たすけあい運動募金及び赤い羽根共同募金助成事業）

地域の福祉活動や地域課題に取り組む団体の活動を支援するための助成を行います。昨年度はコロナ禍ということもあり、予定していた事業をやむを得ず中止とするところが多くありました。今年度は、コロナ禍において集まるだけではない、地域福祉事業について情報共有しながら、助成金の活用を進めていきます。今年度も、引き続き助成金も含めた団体支援のあり方について検討を進め、学識経験者のアドバイスを頂きながら検討し、助成団体へのヒアリングも行いながら、助成金の基準も含めて見直します。

① 地域福祉活動助成

町会・自治会が行う地域活動の経費の一部を助成します。昨年度は、コロナ禍でこれまで実

施していた交流事業が中止せざるを得ないところが多くありました。その中でも、先駆的な取り組みとして、地域住民に対し工夫をしながら地域の活性化につながる取り組みを実践したところも見受けられました。今後も、歳末たすけあい募金を財源とした地域の取り組みを周知し町会・自治会を通じて地域福祉活動を拡げていきます。

② 福祉施設地域活動助成

福祉施設地域活動助成を通じ、施設が行う地域との交流事業を助成していましたが、昨年度はコロナ禍で申請が減少し、福祉施設としても地域との交流が難しい1年となりました。今後の助成金の活用も含め、アンケートを行った結果、助成金が地域と施設をつなぐ重要な財源となっており、何らかの形で取り組みを実施したいという声が多くありました。他施設のと陸の情報共有をしながら、歳末助けあい運動及び赤い羽根共同募金の助成金の活用を拡げるため、効果的な取り組みへの活用を進めます。

③ 在宅福祉活動助成

在宅福祉活動を行うボランティア・NPO団体に活動経費の一部を助成し、地域の福祉活動を支援します。子どもの貧困問題に対する取り組みをする団体への助成も行います。コロナ禍により予定の活動ができなかった場合、その活動に対する助成を、参加者とのつながりを維持する取り組み（電話、手紙等）にかかる費用へ運用できるようにします。

④ 障害者等団体助成

障害者及び生きづらさや課題を抱えた方々による団体が行う自主活動を活性化させることにより、障害者及び生きづらさや課題を抱えた方々の理解促進のための活動の経費の一部を助成します。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考え、非対面の交流活動経費の助成を新たに実施します。また、区民へ団体活動を啓発する取り組みを共催で実施します。

⑤ 区民団体活動助成

中野区友愛クラブ連合会、中野区保護司会、中野区ひとり親家庭福祉協議会等活動経費の一部を助成します。

⑥ ボランティア・NPO立ち上げ助成

高齢者、障害者、児童など区民が安心して地域で暮らせるまちづくりを行うボランティア・NPO団体の立ち上げを支援するため、立ち上げ経費の一部を助成します。また、この助成金のPRを強化します。

⑦ 中野区民ふれあい運動会助成

昨年度はコロナ禍により中止となりましたが、例年通り毎年5月に開催される障害のある人ない人がともに楽しむ運動会への助成を行います。

(6) 生活福祉資金貸付事業（東京都社会福祉協議会受託事業）

①貸付相談

低所得の世帯、障害者世帯、要介護の高齢者がいる世帯等に対し、世帯の自立を図ることを目的に、民生児童委員の協力を得て、低利で資金貸付を行います。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響をうけて、二度の緊急事態宣言などによる休業や失業等で、一時的又は継続的に収入減少し経済的困窮に陥った世帯からの相談が急増しました。こうした生活費の困窮世帯を対象に、令和2年3月25日より生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金の特例貸付及び総合支援資金（生活支援費）を実施しました。この貸付事業は、3回の延長を経て令和3年3月31日に新規の貸付を終了する予定です。令和3年4月から、引き続き総合支援資金（特例貸付）延長の申請受付を行います（令和3年6月まで予定）。

今年度は、これらの特例貸付終了後資金の生活支援など引き続き「中野くらしサポート」（生活困窮者自立支援相談窓口）、中野区生活援護課他の関係機関と綿密な連携をはかり対象世帯の支援を行います。

②償還相談

貸付の段階から、あるいは償還が始まる前から相談できる関係をつくり、民生児童委員と連携して世帯の状況把握に努めます。借受人（償還対象者）への電話、面接による生活状況、経済状況の把握を計画的に行い、スムーズに償還ができるよう支援します。

特例貸付の償還が令和4年4月より開始されるについて、東京都社会福祉協議会と連携して、借受人世帯の償還の準備の支援、対象世帯の償還免除手続きの支援等、貸付終了後の生活再建を支援します。

特例貸付、貸付件数（見込）（令和2年3月25日～令和3年3月31日）

緊急小口資金（特例貸付）	7,000件	
総合支援資金（特例貸付）	新規（延長含む）	5,300件
	再貸付	2,500件

相談件数、貸付件数の推移（件）

年度	2019	2020（見込）	2021（計画）
新規相談件数	982	25,000	2,000
相談件数（延べ件数）	1,797	48,000	5,000
償還相談件数（延べ件数）	266	200	250
新規貸付決定件数	28	32	30

(7) 受験生チャレンジ支援貸付事業（中野区受託事業）

2015（平成27）年度に中野区より受験生チャレンジ支援貸付事業を受託しています。低所得者層の世帯へ、中学三年生、高校三年生の塾代一部や、高校や大学の受験料の貸付を行います。生活福祉資金の教育支援資金との連携も含めた相談支援を行います。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、申請手続きをできるだけ郵送に変えて対応しました。

年度	2019	2020（見込）	2021（計画）
貸付件数	118	80	100

(8) 福祉サービス利用援助事業<アシストなかの（権利擁護事業）>

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の区民が、安心して自立した在宅生活が送れるように、行政・関係機関と連携し、以下の事業に取り組みます。

①地域福祉権利擁護事業（東京都社会福祉協議会受託事業）

ア. 地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の区民に対しての福祉サービス利用支援、日常的な金銭管理、書類預かりを行います。

知的障害のある契約者増加のため、区内の知的障害者および精神障害者グループホームにニーズ把握をし、アシストなかのの利用対象者を拡大し知的障害者グループホーム入所者も含めるよう準備を行います。具体的には、既に知的障害者グループホーム入所者を事業対象としている他地区社協からヒアリングを行い、事務マニュアルを作成します。2022（令和4）年4月開始をめざします。

地域福祉権利擁護事業契約者数推移（障害別） (人)

年度	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
2019	102	6	15	5	128
2020（見込み）	79	8	15	4	106
2021（計画）	96	10	15	4	125

イ. 緊急日常金銭管理・書類預かりサービス

行政が介入し緊急対応が必要な区民について、成年後見人が受任するまでの間、一時的に日常金銭管理、書類預かりサービスを行います。

ウ. 苦情解決事業

公平・中立な立場で福祉サービスの苦情等について事業者や利用者間の調整することで問題解決を図ります。

②あんしんサポート事業（中野区補助事業）

身寄りのない1人暮らしの高齢者や、協力が得られる親族がいない単身高齢者を対象に、定期的な見守りや日常的な金銭管理から死後の事務手続きまで、高齢期の生活不安に対応した支援を行います。利用料の負担軽減のため、分割納付を検討し、2022（令和4）年4月実施をめざします。契約者増に伴うあんしん支援員の増員と支援員によるサービス提供を行うための業務手順（マニュアル）を整備します。社協と契約者との死後事務委任契約締結に向けて、規定を作成し、友愛クラブ等へのPRを強化し、あんしんサポート事業の充実を図ります。

＜サービス内容＞

- ・基本サービス…定期訪問（年4回）、あんしん電話（月2回）、入院バッグお届けサービス、ほほえみサービス利用会員登録
- ・オプションサービス…手続き支援サービス、賃貸アパート居住支援サービス、入院時支援サービス、金銭管理サービス、家事援助・介護援助サービス（ほほえみサービス事業で対応）、死後の手続き支援、遺言書作成支援 など

あんしんサポート事業契約件数

年度	2019	2020 （見込み）	2021 （計画）
契約件数(人)	25	35	40
新規契約件数(人)	7	16	10

（9）中野区成年後見支援事業（中野区受託事業）

区民のニーズに幅広く対応できる相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、必要な区民を適切に制度に結びつけるサポートと制度の普及をすすめていきます。

ア. 相談業務

専門相談員（弁護士）、社会福祉士の相談員が成年後見制度に関する相談に応じます。また、高齢者・障害者のための無料法律相談を月3回に増やし、法的な助言が必要な区民からの相談対応を強化します。

＜参考＞成年後見支援センター新規相談件数推移

年度	2019	2020 （見込み）	2021 （計画）
新規相談件数(人)	314	300	330

イ. 講演会、勉強会の実施

成年後見制度を正しく理解していただくため、区民の制度理解へのニーズに合わせて制度説明会、申立講座、講演会を開催します。また、区民団体等からの要請による出張勉強会のほか、介

護事業者や障害者支援機関等と協力し、寸劇やエンディングノートなどを交え、周知活動を進めていきます。

ウ. 成年後見に関する地域ネットワークづくり

福祉関係機関と専門職団体の関係づくりを目的としたコロナ禍における新たな情報交換のあり方を検討します。また関係機関の主催する会議などに積極的に参加し、連携の強化を図ります。

エ. 後見人のサポート

親族後見人が安心して後見業務を遂行できるように、親族後見人勉強会や個別の相談に対応します。親族後見人勉強会は、一般区民も参加できる講座形式と、具体的な質問がしやすい座談会形式で行います。親族後見人に直接、情報提供をする「成年後見支援センターニュース」を発行します。

オ. 成年後見制度申立費用助成・後見等報酬費用助成

成年後見制度が必要な方がスムーズに利用できるように、親族・本人申立てによる成年後見制度利用に関して、要綱を改正した新たな申立経費助成および後見等報酬費用助成を行います。

カ. 成年後見制度利用促進に向けた体制整備の検討

成年後見制度利用促進に向けた体制整備について、専門職団体と協力し、区と具体的な事業内容等を検討します。

(10) 法人後見・法人後見監督事業（中野区補助事業）

被後見人の財産管理・身上監護を適正に行うとともに、尊厳ある生活が送れるように後見・後見監督業務を行います。前年度から引き続き市民後見人養成講習の実習等を実施し、新たな市民後見人候補者を増やします。

また、後見監督人として後見業務を定期的に監督することで被後見人等の権利を擁護し、市民後見人が安心して業務に取り組めるようサポートを行います。

<参考>年度末時点の受任件数（法人後見、法人後見監督）、後見活動メンバー人数

年度	法人後見（件）	法人後見監督（件）	後見活動メンバー（人） （市民後見人候補者）
2019	0	6	23
2020 （見込み）	0	12	23
2021（計画）	0	15	28

(11) 歳末たすけあい運動 ～地域活動いきいき募金～

共同募金の一環として、町会・自治会、民生児童委員協議会の協力を得て実施しています。昨年度はコロナ禍での募金活動となりましたが、町会・自治会、民生児童委員の多大なご協力により、募金額の減少を最小限に抑えることができました。引き続き感染予防対策を行いなが

ら、募金活動を進めていきます。今年度も引き続き、配分金を助成金として活用している区内の福祉施設やボランティアグループ等に呼びかけ、募金期間での周知・PRの協力を呼びかけ、区内全体での運動の活性化を進めていきます。配分金は、地域福祉活動の推進を目的に、地域で様々な活動を行っている団体へ配分していきます。地域活動いきいき募金として、地域活動の活性化等につながるよう配分推せん委員会で検討し、歳末たすけあい運動の募金の配分や赤い羽根共同募金の配分を広く区民に周知するなど、地域の声を反映した配分を行います。

(12) 応急援護資金貸付事業

応急援護費は、低所得世帯で、臨時に出費が必要になった場合の貸付と、住所不定者他の就労先への交通費など小額の支給を中野区福祉事務所に委託して行います。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、「中野くらしサポート」、中野区生活援護課からの紹介による制度の対象にならない方の相談が大幅に増加しています。

応急貸付金は、5万円以内の貸付と、3万円以下の連帯保証人不要の貸付を実施しており、きめ細やかな償還支援を行うなど柔軟に対応しています。

また、この相談と併せて2016（平成28）年より取組んできた食糧支援については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯など、従来の公的制度の支援対象にならない生活困窮世帯に対する支援として存在感が増しています。

中野社協では、NPO法人セカンドハーベスト・ジャパンと協定を結び食糧支援案内状の発行を行います。同時に、区外へ食糧を取りに行けない世帯へは、区民や企業からの寄付の食糧を相談者に直接に提供することや、フードパントリーへの紹介も行います。地域の新たな社会資源として食糧支援のしくみの構築につなげます。

応急援護資金貸付件数の推移

年度	2019	2020（見込）	2021（計画）
貸付件数	6	6	10

食糧支援案内状発行 件数の推移

年度	2019	2020（見込）	2021（計画）
貸付件数（延べ件数）	104	160	180

(13) 中野区ファミリー・サポート事業（中野区受託事業）

1999（平成11）年度から、中野区の委託を受け、相互に援助活動を行うことで、地域の子育て支援を目的に行っています。

子育て世帯の多様化・複雑化するニーズに応えるため、協力会員を増やし、関係機関との連携をと

りながら、子育てしやすい地域づくりをめざします

コロナ禍においては、緊急事態宣言等により会員数や活動実績は大幅に減少しました。特に特別援助活動（病児保育）は、発熱などの症状の場合、実活動にはつながりにくい状況にあります。

引き続き感染症対策を徹底し、子どもの預かり活動や送迎など継続実施していきます。

働く保護者のニーズに安全に対応できるよう、協力会員の研修を開催し参加促進を行い質の確保を行うことで、利用会員が安心して働き続けられるよう支援します。

〈主な取り組み〉

- ◇会員登録講習会を年24回開催します。登録に必要な情報をホームページに掲載し、事前に事業内容が確認できるよう整備します。登録手続きをわかりやすくし利便性の向上を図ります。
- ◇ホームページの内容の充実やSNSの活用や、会員募集チラシの配布により事業をPRします。
- ◇安全な活動ができるよう、協力会員に対し研修への参加促進を強化します。特に事故防止や預かり中の子どもの安全対策（AED使用法、心肺蘇生実習）に関する講習と、内容を充実させ実施します。

ファミリー・サポート事業会員数の推移 ※（ ）は特別援助活動の実績。

年度	2019	2020（見込み）	2021（計画）
利用会員（人）	2,120(338)	1,765(203)	2,000(200)
協力会員（人）	253(88)	235(81)	240(90)
両方会員（人）	116	95	100
計	2,489(426)	2,095(284)	2,350(290)
活動件数（件）	9,224(553)	4,500(45)	6,000(120)
活動時間（時間）	15,471(2,301)	6,700(70)	8,200(150)

2. 公益事業

（1）要介護認定調査受託事業（中野区受託事業）

2007（平成19）年に東京都より「指定事務受託法人」の認可を受け、中野区の委託により介護保険要介護認定調査を実施しています。調査件数では、中野区全体の7割以上を担っています。引き続き、社会福祉協議会の持つ公平性・中立性に基づき、区民や関係機関から信頼される認定調査業務に努め、質の維持向上にとりくみます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による要介護認定調査の臨時的な取り扱いで、更新対象者については、希望者の認定期間を1年間延長できる措置が取られ調査委託件数は大幅に減少しました。中野区では、令和3年度は臨時的な取り扱いの延長期間を短縮となるので、調査件数は増加します。

調査件数の推移

年度	2019	2020（見込）	2021（計画）
年間調査件数	9,028	5,600	8,000

（２）中野区社会福社会館の管理運営（中野区指定管理受託事業）

1995（平成7）年中野区社会福社会館開設以来の本会は中野区より管理業務の委託を受け、2006（平成18）年度よりは指定管理者として管理運営を行っています。

「社会福祉に関する区民の自主的な活動を支援し障害者の福祉向上の図る」という社会福社会館の目的に鑑み、多くの区民が利用しやすい親しまれる施設として各階の運営者と協力し運営を行います。

引き続き、会館利用者及び管内事業者に対し、館内の換気、マスクの着用、手指消毒の徹底など新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めていきます。

2022（令和4）度実施予定の外壁工事及び4、5、6階のトイレの洋式化工事に向け、中野区と協議を行い、会館利用者に配慮した運営に特に心がけます。

※中野地区配分推せん委員会事務局（東京都共同募金会）

東京都共同募金会が実施する赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい運動（地域活動いきいき）募金のうち、中野区内に配分される募金（地域配分）の配分計画を協議します。

委員は、町会・自治会、民生児童委員、福祉施設関係者、行政機関、学識経験者等で構成され、中野社協が事務局となり、年2回開催します。中野区内で集められた募金を有効活用するため、中野区の住民の地域福祉ニーズに応じた配分となるよう調整を行います。